

6. 代償措置等と南アルプスの環境の保全や持続可能な利活用に資する取組み

- 回避・低減措置を講じたとしてもなお残ってしまう生態系の損失については、代償措置、ならびに新たな生物生息環境の創出を講じます。現時点で考えられる具体的な項目は以下の通りです。
 - 生態系の損失があった箇所近隣で生息場ポテンシャルの高い区間における沢の環境改善
 - 生物の移植・播種等（水辺の植物に対する代償措置の流れについては P. 3-154 に記載）
 - トンネル湧水を活用した湧水生態系の創出 など
- また、南アルプスの環境の保全や持続可能な利活用に資する取組みも検討、実施してまいります。現時点で考えられる具体的な項目は以下の通りです。
 - 在来種による緑化の推進
 - 高山植物の食害対策
 - 南アルプスの調査結果の利活用 など
- 以上の具体的な内容については、生物多様性オフセット¹の考え方（図 6.1）も踏まえ、今後、静岡県、静岡市、地権者等の関係者の皆さまのお話もお伺いしながら検討、実施してまいります。

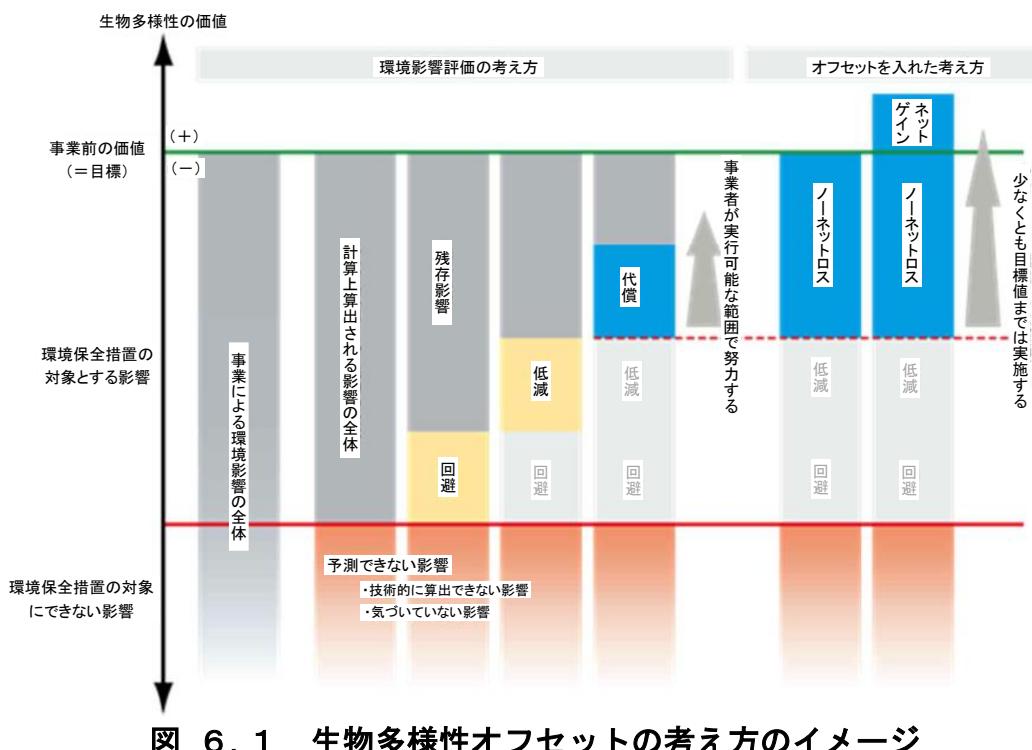


図 6.1 生物多様性オフセットの考え方のイメージ

出典：「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」（環境省総合環境政策局 環境影響評価課、平成 29 年 4 月）に一部加筆

¹ 生物多様性オフセット：損なわれる環境の「量」と「質」を評価し、それに見合う新たな環境を創出することで損失分を代償するというもの。